

北九州市タクシーDX化支援事業補助金交付要綱

（通則）

第1条 北九州市タクシーDX化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、予算の範囲内において、タクシー事業者が事業の継続を図るため、業務のDX化に取り組む経費の一部を補助することにより、タクシー運転者の労働環境の改善及び利用者の利便性向上を図り、持続可能な地域公共交通の維持・確保を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第3条 この補助金の対象となる経費は、タクシー事業者が行う業務のDX化に取り組むために必要な経費のうち、市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とし、タクシー事業者、補助対象経費及び補助率（補助上限額含む。）については、別表のとおりとする。

（補助金の交付条件）

第4条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

- （1）この補助金は、その交付の目的に反して使用してはならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするタクシー事業者（以下「申請者」という。）は、第1号様式による申請書に必要書類を添えて、市長の定める期日までに、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定通知等）

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、第2号様式による交付決定を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査により、補助金を交付することが不適当と認めたときは、補助金の不交付を決定し、その理由を付記し、第3号様式に定める補助金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更又は中止）

第7条 この補助金の交付決定後の事情により補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、第4号様式による申請書に必要書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、補助金額の増を生じない場合は、この限りでない。

- （1）事業計画の細部の変更であり、事業目的に達成に支障がないもの。
- （2）補助金額の減額が20%以内の変更であるもの。

（補助金の変更又は中止交付決定通知）

第8条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の変更又は中止の交付の決定を行い、第5号様式により交付決定の内容を変更し、補助金の交付の決定を受けた者（「以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（事業遅滞の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行、支出状況等について市長の要求があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日から20日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、第6号様式による実績報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額の確定を行い、第7号様式により補助

事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、第8号様式による請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し又は変更することができる。この場合、既に交付した補助金がある場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

- （1）提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき
- （2）市長が提出を求める書類等を期限内に提出しないとき
- （3）補助事業の実施について虚偽その他不正の行為があったとき
- （4）規則又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき
- （5）第2条の目的に反していると市長が認めたとき

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、第9号様式により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、第10号様式により補助金の返還を命ずるものとする。

2 市長は補助金の返還を命ずるべき者に対し、北九州市補助金等交付規則第20条の例により違約加算金及び延滞金を請求することができるものとする。

（暴力団排除）

第16条 市長は、北九州市暴力団排除条例（平成22年北九州市条例第19号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、同条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（財産の処分制限）

第17条 補助事業者は、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）に相当する期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 市長は、前項の承認をしようとする場合は、交付した補助金の額を、取得財産の耐用年数で除して得た金額に、耐用年数から処分の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する額を返還させるとともに、当該処分により補助事業者が利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることができる。

（書類の保存）

第18条 補助事業者は、補助事業に関する書類を補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年12月19日から施行する。

別表（第3条関係）

1 タクシー事業者	北九州市内に本社、支社、支店又は営業所が存するタクシー事業者（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第4項に規定するタクシー事業者という。）であって、北九州市税の滞納がない者。
2 補助対象経費	タクシー乗務員が、タクシー配車アプリ（全国的に普及しているものに限る。）からの配車注文を受注することが可能なタブレット端末機の導入費用一式。 ただし、補助事業と同一内容の事業について、国又は他の公的機関から過去に補助金の交付を受けている又は将来補助金の交付を受けることが確定している費用については、補助金の交付対象としない。
3 補助率	1 / 2
4 補助上限額	125 千円/台

※算出した一台当たりの補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

※次に掲げる経費は、補助対象経費に含めないものとする。

- （１）消費税及び地方消費税相当額（消費税法の免税事業者は除く）
- （２）領収書が無い等、支出の根拠が確認できない経費
- （３）その他市長が適当でないと認める経費